

平成28年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成28年3月13日（日）
開会 午後2時02分 閉会 午後3時19分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 竹 尾 格
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 等々力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 伊 田 昌 行
教 育 部 主 幹（公民館）兼芝久保公民館分館長 矢 澤 吉 男
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成28年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成28年3月13日（日） 午後2時から
場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第9号 西東京市いじめ防止対策推進基本方針
- 第 3 議案第10号 西東京市文化財保存・活用計画（平成28年度～平成35年度）
- 第 4 議案第11号 第3期西東京市子ども読書活動推進計画（平成28年度～平成32年度）
- 第 5 議案第12号 西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則
- 第 6 議案第13号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則
- 第 7 議案第14号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 8 議案第15号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について
- 第 9 議案第16号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 10 報告事項
 - (1) 教育財産の処分について
 - (2) 特別支援教室について
 - (3) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
 - (4) 平成28年度西東京市図書館特別整理休館について
 - (5) 西東京市文化人冊子について
- 第 11 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成28年第3回定例会
(3月13日)

午後 2 時 02 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成28年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は高橋委員にお願いいたします。

○前田教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと思います。

日程第8 議案第15号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分につきましては、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第11 その他の後に開催したいと思いますけれども、御異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○前田教育長 日程第2 議案第9号 西東京市いじめ防止対策推進基本方針、日程第5 議案第12号 西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則及び日程第6 議案第13号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則につきましては、西東京市いじめ防止対策推進条例に関する案件ですので、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。

○西川統括指導主事 私からは、議案第9号 西東京市いじめ防止対策推進基本方針について説明申し上げます。

本議案は、西東京市いじめ防止対策推進基本方針の制定に伴うものでございます。

基本方針の内容は、全部で七つの項目で構成となっており、基本方針は議案のとおりでございます。西東京市いじめ防止対策推進基本方針は、西東京市として条例をどのように具現化していくかを示すものであります。基本方針の内容等につきましては、西東京市いじめ防止対策推進条例との整合性を図り制定しておりますが、子どもたちにもわかりやすいように、「ですます調」の文章にしているほか、なるべくわかりやすくなるよう作成してあります。

基本方針の構成は、「基本方針策定の意義」「いじめの定義」「いじめの禁止」「いじめ問題の基本的な考え方」「学校における取組」「西東京市における取組」「その他」でございます。

それでは、具体的に説明いたします。西東京市いじめ防止対策推進基本方針を御覧ください。

はじめに、「基本方針策定の意義」でございます。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であること、西東京市は、いじめは人として絶対に許されない人権侵害であることを認識し、子ども

が主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするために、人権教育の充実を図ってきたこと、西東京市市民憲章にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策をさらに推進し、いじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人やほかの友達に知らせて、すぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養うこと、学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることを基本方針策定の意義といたしました。

次に、「いじめの定義」についてでございます。定義につきましては、いじめ防止対策推進法第2条に示されたとおりといたしました。

次に、「いじめの禁止」につきましては、児童等は、いじめを行ってはいけないことを明らかにするとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、教職員等の大人やほかの友達に知らせて、すぐにやめさせるなどの行動をするようにしました。

次に、「いじめ問題の基本的な考え方」です。基本的には、東京都の内容にのっとり示しております。西東京市としましては、いじめられた児童・生徒を守るだけでなく、いじめた児童・生徒についても指導の徹底を図るよう位置づけました。また、地域住民に対しても、地域行事や活動において児童・生徒と関わるがあれば、様子を見守り、何かあれば学校へ連絡するなどの協力についても示しました。

次に、「学校における取組」です。学校いじめ防止基本方針の策定及び改定、いじめに関する組織的な対応につきましては、東京都いじめ防止対策推進基本方針にのっとり作成いたしました。いじめ防止等の取組につきましても、基本的には東京都いじめ防止対策推進基本方針にのっとり作成しておりますが、学校外における児童・生徒の居場所となる機関とのスムーズな連携を図ることや、いじめの兆候が見られた場合は学校に連絡ができる体制を整えることとしました。

次に、「西東京市における取組」でございます。はじめに、条例で設置しました西東京市いじめ問題対策連絡協議会、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会、西東京市いじめ問題調査委員会について示しました。具体的な取組につきましても、東京都いじめ防止対策推進基本方針にのっとり作成しましたが、関係機関との連携については、より具体的な内容に基づいた連携を図っていこうと考えております。

なお、パブリックコメントの意見を踏まえ、3ページの下から3点目を、「教職員による体罰や配慮に欠ける発言等が、児童・生徒のいじめを誘発したり助長したりするおそれがあることを十分に理解し、人権感覚を高め、本基本方針等で示されている取組を明確に行うために、校内での研修を充実させます」と修正いたしました。また、4ページ中ほど、「また、スクールカウンセラー等による心理面に関する対応も行います」と、6ページの⑦、「西東京市立学校以外のいじめに関する情報の取扱いについて」を新たに加えました。4ページ中ほどの「いじめを行う背景に何があるかを理解するための教育相談を行います」は、教育相談的な内容に変更したものでございます。

以上で西東京市いじめ防止対策推進基本方針の説明について終わります。

続きまして、議案第12号 西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則について説明申し上げます。

ます。

本議案につきましては、西東京市いじめ防止対策推進条例第10条第4項の規定に基づき、西東京市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則は、全部で9条の構成となっております。西東京市いじめ問題対策連絡協議会は、西東京市におけるいじめ防止に関係する機関や団体との連携を図るための組織でございます。

それでは、主な事項を具体的に説明いたします。

西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則を御覧ください。

はじめに、協議会規則の趣旨でございます。この規則は、西東京市いじめ防止対策推進条例第10条第4項の規定に基づき、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、所掌事項は、条例第2条第2項に規定するいじめ防止等のための対策の推進、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項等でございます。

協議会の委員は18名以内で、具体的には教職員、教育委員会の職員、市長部局の職員のほか、児童相談所、警察、保健所、保護者等と規定してございます。

任期については2年間としております。

庶務は教育部教育指導課において処理をいたします。

なお、施行日は平成28年4月1日でございます。

続きまして、議案第13号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則について説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第7項に基づき、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則は、全部で12条の構成となっております。西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会は、西東京市教育委員会の附属機関として教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申を行うとともに、学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするための調査機関となる組織でございます。

それでは、主な事項を具体的に説明いたします。

西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を御覧ください。

はじめに、対策委員会規則の趣旨でございます。この規則は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第7項に基づき、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、所掌事項は、教育委員会の諮問に応じ、条例第2条第2号に規定するいじめの防止等のための対策の推進について答申を行ったり、諮問がない場合でも必要がある場合には教育委員会にいじめの防止等のための対策の推進について意見を述べたりすることもできます。また、先ほど申し上げましたように、学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を

教育委員会に報告するものと規定しております。

対策委員会の委員は7名以内で、具体的には弁護士や学識経験者等でございます。

任期については2年間としております。

また、対策委員会は、重大事態が発生した場合は調査を実施する組織となります。よって、個人情報に深く関わる場合がございますので、第6条第4項、非公開の会議や、第10条、秘密の保持等の規定を盛り込ませていただきました。

庶務は、教育部教育指導課において処理をいたします。

なお、施行日は平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○前田教育長 説明が終わりました。

議案3件を一括して説明させていただきましたけれども、採決は個別に行わせていただきます。

恐縮ですが、質問は一括でお願いできればと思います。

○森本委員 いじめ防止対策推進基本方針は、また今後、各学校でもつくられるということなんですけれども、やはり一番大切なのは、子どもたちがこのことをちゃんと知るということが大事だと思うんですけれども、子どもたち向けに何かわかりやすいパンフレットをつくらうというようなことはあるのでしょうか。

○西川統括指導主事 前回、条例のときにもそのようなパンフレットをつくらせていただきました。それに基づいて何らかの形で子どもたちには周知していこうと考えております。

○森本委員 やはり低学年には低学年にわかるように、高学年、中学生になると、また次元が違ってくることもあるでしょうから、やはりそれぞれの年齢に応じた、何かそういうものがあつたほうがいいのかと思いますので、是非そういう形で、子どもたち自身がちゃんといじめについて——自分たちが言えなければ、やはり始まらないことですので、子どもたちがちゃんと理解して、そのことについて知ることができるようにお願いしたいと思います。

○前田教育長 事務局、それはよろしく申し上げます。

○宮田委員 今の関連なんですけど、西東京市には漫画家みたいなのがたくさんいますから、イラストを十分使って、わかりやすい、ある程度お金を使って、周知徹底をしたらいいのではないかと思います。

○西川統括指導主事 子どもたちにわかりやすいような形でつくらせていただきます。

○宮田委員 こんな字ばかりだったら、誰もというか、あんまり見ませんので、おもしろいイラストで、こんなことをやっちゃいけませんみたいな例など、うまくやっていただきたいと思います。

○前田教育長 それもよろしく申し上げます。

○宮田委員 一番最初の意義に「児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です」と書いてあります。これがまさに重要なこととして、これが結局、不安になると、自殺が起こったりなんなりするということではないかと思うんです。先般の中学校の痛ましい自殺事件、進学に関連した痛ましい事件が起こっているわけなんですけれども、そのお話を伺うと、それぞれ認識というか、少なくとも担任が認識させるような手を打ってい

なかったということが基本的な原因ですね。間違えた情報をそのまま流していたとかですね。だから、そういうことがないような、ある種のプロセスを、細則でもいいですから、しっかりつくって手落ちがないように、趣旨が幾らよくても、手落ちがありますと、結果的に、その趣旨に合うようなことにならない、痛ましい事件が起こる可能性があるのです。そこを十分、緻密な細則みたいなもの、ないしは、細則というのであれば、指導案みたいなものですね、どうやったらいいかというプロセスをはっきりしたようなものを添付してあげたらと思います。

- 西川統括指導主事 西東京市の基本方針の内容については、研修等で確実に教員にも伝えてまいります。また、細かい内容についても、教員が把握できるような体制をとってまいりたいと思います。
- 宮田委員 それから、もう一つよろしいでしょうか。先ほど御紹介がありましたが、「スクールカウンセラー等による心理面に関する対応も行います」ということですが、これもルーティンで、日ごろから巡回してやっているわけですが、半年とか1年に、ちゃんとレポートを提出していただいたらと思うんですけども。それによって、提出するほうは緊張感もありますし、提出されたものを表にでもすれば、見るほうはそんなに時間だっただけでかからず、チェックがきちんと情報伝達されますから、いつでも実態が把握されていると思うんですね。こういうふうに書いてあっても、どんなことをしたらいいかが書いていないと、後になって、「やっていました」と言っても、こんなやり方ではいけなかったのではないかなというようにいろいろ出てくるわけですね、事件が起こった後に。ですから、私は、こういうものも、半年とか、少なくとも1年に1回は、どんなことをやってどうなんだということを、それぞれに報告してもらおうようなことにするとよろしいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- 渡部教育支援課長 スクールカウンセラーの報告につきましては、現在は数値的なものが中心になっておりますのでそのようなことも、市独自のスクールカウンセラーについては報告が上がってくるんですが、都のスクールカウンセラーにつきましては、今後そのようなことを考えていきたいと思います。
- 前田教育長 指導課のほうは何かありますか。スクールカウンセラーに限らず、全体的にきちっと、ある意味、チェックするような体制があったほうがいいでしょうという御指摘だと思うので。
- 宮田委員 そういうことです。
- 田中教育指導課長 今回お諮りする基本方針は極めてコアな部分になりますので、これからどういうことが起きるのか、あるいは、市の実態もいろいろ変わっていきますから、そのことも踏まえて反映できるようにしていきたいと思います。特に方法論がわからないというのは、学校にとってはなかなか厳しいことだと思いますので、そのプロセスについては、いろいろな事例が起きたときには、その事例をしっかりと分析して伝えていく、そういうようなことを定期的にやっていきたいなというふうには思っております。
- 前田教育長 よろしくお願ひします。
- 森本委員 いじめ問題対策連絡協議会についてなんですけれども、こちらについて、いわゆ

る開催頻度というんですかね、それはどれぐらいとか、どういう割合でやっていこうというふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんですけれども。

- 西川統括指導主事 年間2回から3回ぐらいと考えております。はじめに顔合わせ等を行いまして、条例、また基本方針の内容を説明させていただく回と、あとは、学校ごとにどのような取組をしているかなどの情報交換を行う回を行いたいと今考えているところです。
- 森本委員 いずれの会も、会だけつくったはいいけれども、結局開かれないまま終わってしまったということになっては意味がないと思うので、そちらのほうは指導課が事務局になるということですので、ちゃんと指導して、ちゃんと開かれるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。
- 宮田委員 弁護士さんなんかは、市の嘱託弁護士さんのような方をお願いするんですか。そうではないと、結局費用だとかいろいろな問題が出てきて、まとめてと言ってもはおかしいですけれども、工夫が必要かなと。そうでないと、とても高いことになると思うんですけれども。その結果、現実問題として開かれないなどということが起こってしまうんですよ。だから、知恵が必要かなと思うんです。
- 前田教育長 現段階である程度予算も含めて考えていることがあれば。
- 西川統括指導主事 予算の措置もしてはありますけれども、市の関係の弁護士の方や、市に関係する方々に御依頼をさせていただきながら、対策委員会のほうは委員の構成をしていこうと考えております。
- 米森委員 この方針をつくられるということはすばらしいと思うんですが、この中で、いじめられた児童・生徒を守るというのは当然のことだと思いますし、いじめた児童・生徒が二度と同様の行為を行わないことも大事だというふうに触れられておりますので、これはこれで、こういうことを徹底してやっていただきたいと思うんですが、その場合に、子どもさんとあわせて、保護者の方とか、そういう方も向き合っているいろいろお話することが出てくると思っておりますので、そういった観点も当然あると思っておりますけれども、そちらのほうをしっかりとやっていくようなことも是非進めていただければ、なくなるのではないかと思います。
- 田中教育指導課長 先ほどの宮田委員のお話にも関係しますが、ここには書かれていませんけれども、西東京には西東京の、いじめの学校対応の独自ルールを持っています。例えば、いじめが起きた場合には、必ず保護者を呼んで、そしてお互い話をするというようなルールもしっかりと実はあります。また、何日以内に解決をするという具体的な数値目標も西東京は示しています。また、今回、新たにスクールアドバイザーに全てのいじめ案件について教育委員会に報告をするというような役割を持たせますので、少なくとも、私たち事務局のほうでは、西東京の中で起きている、学校がこちらのほうに報告をすればという関係性の中でのことですが、全ての案件について掌握する方法論をとっていきます。当然それぞれの具体例についてはアプローチの仕方が違うと思っておりますから、一つひとつに対してそのプロセスをしっかりとこちらのほうから指示をしながら、あるいは学校の状況を伺いながら、関係性を持ちながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、是非よりよい1年、新しい基本方針が出来上がるわけですから、新しい体制の中での対策ができる1年にしたいなとい

うふうに思っております。

○米森委員 よろしくお願ひします。

○前田教育長 その辺も適宜、教育委員会のほうに具体的にプロセスができるというか、学校でも基本方針をつくるので、その段階で報告していただければよいかと思ひますので、よろしくお願ひします。

○田中教育指導課長 基本的には先ほど説明しました委員会のほうは、教育委員会からの諮問に基づいて報告をさせるという過程をとりますので、今言ってお話について、こういうことについて是非御意見を頂戴したいということで言っておきまして、それに基づいた調査が行われ、最終的に報告をいただくというような、そういう仕組みも出来上がりますので、それについてもしっかりと運営していくというのも私たちに課せられたことだと思ひますので、定期的な報告をさせていただきたいと思ひます。

○前田教育長 問題対策委員会のほうですね。

○田中教育指導課長 はい。

○高橋委員 先ほど宮田先生もおっしゃってくださいましたけれども、先日起きた中学3年生の自死という痛ましい事件、あれは進路指導の重大な間違いとか、詳細は調査中ということなので、いじめとはもしかしたら無関係だと思ひますけれども、先生による配慮に欠ける行動であったというのは明確なのではないかと思ひます。こういう事件が起きるたびに、保護者の学校に対する不安・不信は募るばかりだと思ひます。その中で、今回、パブリックコメントの中に取り上げていただいた意見で、「学校における取組」の「教職員による体罰や配慮に欠ける発言等が、助長したりするおそれがある」、こういうコメントをいただいたということは、深く受けとめなければならないと思ひます。学校に対する不信感が、やはりこのコメントの中にあらわれているのではないかなと私は思ひます。

いじめの未然防止ということには、ここにも書かれていますけれども、子どもが安心して、学校で伸び伸びと過ごすことが大切なんですけれども、やはりそのためには、保護者の気持ちも安心していなければ絶対に実現しないと思ひますね。なので、保護者と学校の信頼関係づくりということに改めて力を入れていただいて、この基本方針をもとに、各学校の基本方針をつくっていただくと思ひますが、その際に、保護者と学校の信頼関係づくりというところを是非盛り込んで御指導いただければと思ひます、よろしくお願ひします。

○田中教育指導課長 まず、いじめを受けている子どもが一番相談するのは友達だと思ひます。その次にはやはり保護者の方だと思ひます。そこで情報がとまってしまうと、いじめは決して解決することができないと思ひます。それ故に、まずは学校の中では教員と子どもたちの関係、本当に親身になってくださる先生がいて、そしてその方を頼って相談をするという子どもとの関係、また、保護者の方も同様に、教員がしっかりと保護者の意見を聞く雰囲気であったり、あるいはしっかりと対応していただけるという信頼感がなければ相談もできないと思ひます。今お話しいただいたことは大切なことだと思ひますので、今後、学校指導の中でしっかりと伝えてまいりたいと思ひます。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

○前田教育長 そこはよろしくお願ひします。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第9号 西東京市いじめ防止対策推進基本方針、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 西東京市いじめ問題対策連絡協議会規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第13号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第3 議案第10号 西東京市文化財保存・活用計画（平成28年度～平成35年度）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○岡本社会教育課長 それでは、議案第10号 西東京市文化財保存・活用計画（平成28年度～平成35年度）について説明申し上げます。

この計画は、学識経験者、社会教育関係者、公募市民の方々等を委員とした文化財保存・活用計画策定委員会で計7回の会議を行い、検討・協議いただいた計画でございます。また、15歳以上の市民や小・中学生に行ったアンケート調査、市民活動団体や商店会等に行ったヒアリング調査の結果、中学生のワークショップでいただいた提案についても本計画案に反映しております。

恐れ入りますが、議案の計画書の1ページをお願いいたします。第1章、1では計画策定の背景と目的を記しております。

3ページをお願いいたします。こちらには、市のほかの計画との関係、計画の期間をお示ししております。

4ページをお願いいたします。計画の対象となる文化財の範囲などを記載しております。この計画の大きな特徴でございますが、国の示している歴史文化基本構想の考えを受けて、文化財を指定・未指定に関わらず幅広く捉え、歴史的、地域的な関連性に基づいて、周辺環境も含めた広い意味での文化財をまとまりとして把握し、保護していく方向性をお示しております。

6ページをお願いいたします。第2章では、本市の歴史文化の特徴を通史と自然環境、地理的特徴としてお示ししております。

11ページをお願いいたします。第3章では、本市の文化財の現状と課題についてお示ししております。

なお、17ページから実施をした市民意識調査等の結果について記載をさせていただいてお

ります。

24ページをお願いいたします。本市の現状を踏まえた課題について記載しております。

25ページでございますが、第4章では、本市の歴史をテーマ別にストーリーの例としてお示ししております。

33ページから35ページにつきましては、ストーリーでお示した文化財等を地図で表現させていただいております。

36ページ、37ページをお願いいたします。これまでの本市の現状やストーリーの例などを踏まえて定めた、この計画の基本理念と目標をお示ししております。この計画では、文化財を縄文時代から未来まで、時を超えて人と人をつなぎ、西東京市というまちを育むものとして位置づけをしております。

38ページ、39ページをお願いいたします。計画の基本理念や目標に基づきまして本市の文化財行政を展開する施策の柱と取組をまとめております。

なお、71ページでございますが、資料編といたしまして、策定委員会の設置要綱、委員の名簿、策定経過などを掲載しております。

82ページから88ページまででございますけれども、市の現状として14ページに掲載いたしました市の指定文化財の概要を記載しております。

また、90ページ以降には用語の解説を掲載しております。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 この活用計画自体、とてもよい資料で、読んでいてもとても楽しかったんですけども、これを子どもたちとかにつなげていくというのがすごく大事なことになるのかなと思うんですけども、そのために、中にもありましたように、やはり副読本とかを作成していくということがこれから必要なのかなと思うんですけども、それについては具体的に何か方向はあるのでしょうか。

○岡本社会教育課長 まず、副読本の作成には、来年度、取りかかりたいと思っております。また、下野谷遺跡については、指導課で、先日の研究大会の中でも、先生方が研究をしてくださいますので、そういったものをもとに展開していく予定でございます。

○森本委員 子どもたちというのが大事で、やはりそれで、郷土資料室ももう少し有効に使えるといいなと思うんですね。パブコメの中にもあったように、行きやすい環境整備が必要ではないかという、その中で、誘導看板をつくったりとか、訪問しやすい交通情報なども発信したりしていきますというふうにあるんですけども、やはり現実に、どう考えても、あの場所に行きづらい場所で、あと、看板があつて、行ったとしても、行ったはいいけど入りづらい。とても、あの場所は、知っている人は多分すんなり入れるんですけども、そうでない人には、とてもあそこは、まず入り口を入れることすら多分抵抗があるのではないかなと思うんですね。実際に普通のいわゆる資料室とは趣が違いますから。学校のいわゆる昇降口を上がって、なお、また上に上がってという段階を経ないと行けない場所なので、やはり場所についてもうちちょっと考えていただきたいなというところはあります。

下野谷遺跡については、地域博物館などを設置することを検討していくという御意見もあ

りましたけれども、もしそういうものが下野谷遺跡の公園のあたりにできるのであれば、できれば、そちらのほうに資料室もまとめて持っていくとか、何かそういうことができるというと思うんですけれども、そういうような方向では話はあるんでしょうか。

- 岡本社会教育課長 今委員がおっしゃられました内容につきましては、この計画の委員会でも意見をいただいております。また、一般の方々からも同様の意見をいただいております。下野谷遺跡の保存・活用計画を来年度、再来年度、策定してまいりますので、その中でまた意見をいただきながら、方向性についてまとめてまいりたいと考えております。
- 前田教育長 議会でも同じようにいろいろ意見をもらっているでしょう。
- 岡本社会教育課長 はい。
- 森本委員 あと1件。それでも今、資料室はあそこにあるので、やはり子どもたちが年に一度は、例えば3年生になればとか4年生になればという中で一度は行けるようになるというと思うんですけれども、実際に学校として、学校単位であそこに見学に行くということは現在行われてはいないのですか。
- 岡本社会教育課長 全18校ではありませんけれども、何校かは、郷土資料室の利用をいただいております。また、郷土資料室で学んだものを授業の中で取り上げるというような、関連づけた授業も行っていただいております。
- 森本委員 例えば、指導課として、バスを仕立てて、各学校から行けるようにするとかということは、今の段階ではできないんでしょうか。
- 田中教育指導課長 今、バスを配当していますから、そのコースを変えるだけで実現は可能なんですね。ですから、そういう方法論について、今回の研究会の中でもこういうやり方があるよというような発表でしたから、来年は増えるのではないかなとは思っています。どうやって縛っていくのかというのは、教える内容にもかかわってくると思います。ですから、そのところは、所管とうまく調整をしながら、よいものにしていきたいなと思っています。増えることを期待しています。
- 前田教育長 是非そこはお願いします。
- 宮田委員 私も読んで、これ、なかなかいい文章のところも、ところもですが。というのは、アンケートとか何かは要らないというか、取り出して、自然環境・地理的特徴とか、社会的・歴史的特徴とか、そういう部分はなかなか資料としてもいいので、そういうものを副読本的に、自分の郷土を知るといようなものに十分というか、使えるのではないかと思いますので、せっかくですからこれを利用——全部だとちょっと冗長過ぎてしまって、子どもに必要なような部分もありますので、せっかくですから是非使っていただくと、書いた方も、プライドというか、よろしいのではないかと思うんです、書いた人にも。
- 前田教育長 是非よろしくお願いします。
- 米森委員 同じように、すごい労作で、短期にこういうものをまとめられたというのは、大変いいまとめ方をさせていただいて、ありがたいと思います。ついては、せっかくつくられて、施策、すごく盛りだくさんありますので、例えば予算措置というのは別枠で確保してあげるとか、そういうことはないんですか。
- 岡本社会教育課長 予算措置につきましては、別枠ではなくて、各課で行っている事業とそ

れぞれ連携して行うということになるかと思っております。

○米森委員 一般のケースと同じ扱いですね。

○田中教育指導課長 今、小学校のほうは副読本を持っております。現在、その副読本の改訂作業には入っておりますので、今回のものを十分参考にさせていただきながらそれを盛り込んでいくという、そういう仕組みはできています。ただ、中学校のほうの教材化という動きは今ございません。ただし、今、お二人の、中学校の歴史担当の校長先生が、是非自前で研究をしていきたいという、ありがたいお話をいただいております。そういう現場のやる気を大切にしながら、出来合い物としては、本当に最初は、校内印刷、庁内印刷から始まることかもしれないけれども、その出来栄を見れば来年度の予算に十分に反映していける可能性も出ますので、そのあたりのことも含めながら、所管のほうと連携をとっていきたいなというふうに思います。今、学校現場はやる気になっておりますので、そこのところをしっかりと支えていくのも教育委員会の役割だと思いますから、是非またお知恵を借りながら頑張っていきたいと思っております。

○宮田委員 では、いいコメントがあったと是非伝えていただいて、ますます馬力を出してもらったらいかがでしょうか。教育委員会で非常に好評だったと。

○前田教育長 そちら辺は本当に学校教育に最大限活用できるように我々も頑張りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第10号 西東京市文化財保存・活用計画（平成28年度～平成35年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第4 議案第11号 第3期西東京市子ども読書活動推進計画（平成28年度～平成32年度）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○奈良図書館長 議案第11号 第3期西東京市子ども読書活動推進計画（平成28年度～平成32年度）の提案理由を説明申し上げます。

こちらのほうは、第3期西東京市子ども読書活動推進計画の御審議をお願いするものでございます。本計画につきましては、昨年12月に報告させていただきましたが、その後実施したパブリックコメントでお寄せいただいた御意見についても反映し、策定懇談会において計画の素案がまとまりましたので、報告させていただくものです。

6ページをお願いいたします。

計画の基本的考え方でございますが、本計画は、平成13年に制定された子ども読書活動の推進に関する法律の基本理念を踏まえ、四角で囲んでおります「子ども」像の育成を目指した取組を実現するために、市民や団体等と協働して子どもの読書活動を推進していくものでございます。

7ページをお願いいたします。

読書活動のための基本方針でございます。（1）の子どもと本の出会いの場を子どもの身

近なところで数多く設定し、(2)の学校図書館の一層の活用を図り、8ページ目をお願いします。(3)の子どもの読書に関わる諸機関や市民団体又はボランティア等との連携を進めます。また、(4)子どもの読書について大人への啓発と支援を行います。(5)として、「第3期西東京市子ども読書推進計画」の周知を図ります。

9ページからは、主な施策でございます。第3期計画では、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図るため、機関や事業の枠を超えた年齢対象別の取組としています。乳幼児期を対象とした取組でございますが、「読書環境の整備」として、子育て広場をはじめ、乳幼児と保護者が一緒に過ごす場所に図書館のおすすめ本を貸し出すなどの支援を行います。また、公設施設にかかわらず、私立保育園、認証保育所、幼稚園等に対しても支援を積極的に進めてまいります。

11ページをお願いいたします。

読書活動でございますが、「絵本と子育て事業(ブックスタート)」のフォロー事業としまして、3歳児健康診査時に拡大していく予定でございます。

15ページをお願いいたします。

小学生を対象とした取組でございます。読書環境の整備でございますが、学校図書館の充実として、教科書の改訂に伴い、各教科で必要な資料の確認を行い、学習内容との整合性を図れるように努めてまいります。

17ページをお願いいたします。

読書活動でございますが、図書館で作成した「夏休みすいせん図書」について、従来のリスト配布のみではなく、掲載本を団体貸し出しします。

20ページをお願いいたします。

啓発についてでございます。図書館の資料の並べ方や宿題に利用できる資料の探し方等、図書館の活用方法を伝える企画を検討してまいります。

22ページをお願いいたします。

中高生世代、YA世代を対象とした取組でございます。読書環境の整備として、特別な支援を必要とするYA世代に対して、点字図書やデージー図書、外国語資料を収集・提供し、また、電子書籍等の新しいメディアについても検討してまいります。

24ページをお願いします。

読書活動でございますが、YA世代の利用促進を図るため、個人で楽しむ読書だけでなく、読書を通じて、同世代間の交流ができるように、参加型の企画を検討してまいります。

26ページをお願いいたします。

啓発として、レポート等作成の際の図書館の使い方についての講座やYA世代に役立つような講座を企画し、図書館の利用の促進を図ります。

本計画の機関は平成28年度から平成32年度の5年間としており、中間年度の平成30年度には、施策の進行状況等を公表いたします。

なお、27ページ以降は、資料としまして、策定懇談会の設置要綱、委員名簿、審議経過等を掲載しております。

また、平成28年度には、計画の周知を目的に記念講演を実施する予定でございます。

報告は以上です。

- 前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 質問なんですけれども、お話し会のボランティアさんとかというのは、今でも着実に人数は増えていっているのでしょうか。
- 奈良図書館長 図書館のほうでお話し会のボランティアの養成講座を持っておりまして、毎年、ボランティア養成を進めております。その卒業生を実際に活用させていただいて、年に1回の会合を開き、交流会を設けております。
- 森本委員 ならいいんですけれども。なかなか若いお母様方とか、だんだん、お仕事もしていらっしゃる方が増えてきて、地域の中でも学校の中でも、ボランティアで読み聞かせのサークルに入ってくる方がだんだん減ってきているんですけれども、図書館のほうでは、特に今のところ、高齢化が進んで新しい方がいらっしゃらないというようなことはないというふうに捉えていらっしゃいますか。
- 奈良図書館長 図書館のほうでは、現在、そのようなことはございません。
- 森本委員 ありがとうございます。
- 高橋委員 新たな事業として、ブックスタートのフォロー事業を実施されるということなんですけれども、3歳児健診のときに行うフォロー事業というのは、具体的にはどのような内容をお考えなのでしょうか。
- 奈良図書館長 こちらのほうの試みは、ブックスタート事業対象の、3～4箇月児のお姉ちゃんお兄ちゃん世代をお持ちの保護者の方から実際御要望がありまして、上の子たちが2歳、3歳になったときの絵本の与え方、読み聞かせの仕方ということで、御質問をいただいています。図書館としまして、それを踏まえて、そのような取組を今計画しております。
- 高橋委員 市民の方の御要望に応えた取組ということなんですね。
- 奈良図書館長 はい。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第11号 第3期西東京市子ども読書活動推進計画（平成28年度～平成32年度）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 前田教育長 日程第7 議案第14号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
 - 奈良図書館長 議案第14号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、本年4月1日より、新座市と西東京市の図書館の相互利用が開始されるに伴い、改正の必要が生じたため、本定例会に提案するものでございます。

はじめに、こちらに至った経緯について説明いたします。平成6年に西東京市ひばりが丘

図書館が開館したことを機に、新座市から、両市の図書館の相互利用の申し出があり、協議を重ねてまいりました。このたび、相互利用に関わる両市の環境が整いましたので、必要な規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元の議案第14号関係資料、西東京市図書館設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。

現行の第5条第1項第6号を、改正案では第7号とし、第5号の次に、貸し出しの対象者に「新座市に在住する者」を追加したものでございます。

附則でございますが、施行日としましては、本年4月1日としております。

簡単ではございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第14号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第9 議案第16号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○早川教育企画課長 議案第16号 西東京市教育委員会表彰について、説明を申し上げます。

2月23日に開催いたしました平成28年西東京市教育委員会第2回定例会において、被表彰者として御決定いただいた20人と1団体に加えまして、学校運営課から推薦のあった1人に対する表彰について御審議いただくものでございます。

1枚おめくりください。

資料①、候補者につきましては、新倉久市氏でございます。

もう1枚おめくりください。

資料②でございます。西東京市の表彰規則第4条に該当する教育委員会が委嘱する非常勤特別職の方の表彰についてでございます。新倉久市氏は、昭和60年4月から平成2年3月までの5年間、また、平成17年4月から平成22年3月までの5年間、平成25年4月から平成28年1月までの2年9箇月間の通算12年9箇月間、本市の市立学校における学校歯科医として、多面にわたり、教育の振興に貢献されたところでございます。

今回、追加の表彰となった理由といたしまして、新倉久市氏におきましては、本年1月16日に63歳で急逝されました。そのため、このたび、急遽、表彰の候補者とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第16号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案に賛成

の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○前田教育長 日程第10 報告事項に入ります。

(1) 教育財産の処分について、説明を求めます。

○等々力学校運営課長 それでは、報告事項、教育財産の処分についての報告理由を説明申し上げます。

児童数の増加に伴い、上向台小学校校地東側に設置し、平成24年4月1日より教育財産として管理している校舎につきましては、児童数が減少し、本校舎のみで運営可能となったため解体撤去し、教育財産を処分しましたので、報告を行うものでございます。

なお、借用していた土地につきましては、原状復旧の上、地権者へ返却したことをあわせて報告いたします。

中身といたしましては、所在が西東京市向台町6-7-28、上向台小学校借地内。構造、建物でございますが、軽量鉄骨造の平家で、面積が307.84平米。取得が24年の4月1日、処分をしたのが平成28年2月29日でございます。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

次に、(2) 特別支援教室について、説明を求めます。

○渡部教育支援課長 報告事項(2) 特別支援教室について報告をさせていただきます。

資料の「特別支援教室について」をお願いいたします。

1、特別支援教室開設の概要になります。現在、通常の学級に在籍します発達に関する支援を必要とする児童に対しまして指導を行う場として通級指導学級が設置されております。通級指導学級は、対象の児童が在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うため、学習の遅れですとか児童の通学の負担、保護者の付き添いの負担などの課題がございます。東京都は、これらの課題を解決するために、小学校の情緒障害等通級指導学級を、教員が各校を巡回して指導します「特別支援教室」に変更し、平成28年度から平成30年度までの間に、準備が整った段階において全小学校に設置するものいたしました。本市におきましては、平成28年度、モデル校を6校設置しまして、平成29年度の試行開設、平成30年度の本格実施に向け、準備を進めてまいります。

2、平成28年度特別支援教室モデル校でございます。来年度、現在、情緒障害等通級指導学級のある保谷第一小学校、谷戸小学校、東伏見小学校、また、巡回指導を行う学校として、中原小学校、碧山小学校、本町小学校の6校をモデル校として試行し、課題・問題点などの検討をしてまいります。

3、入室児童の決定でございます。入室児童の決定に関しましては、小学校での校内委員会を活用し、教育委員会の(仮称)特別支援教室入室委員会などで行うことといたしております。現在、入室のための個に応じた教育支援の方向性を定めるための検討項目を提示しまして、モデル校での入室児童の選出とともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握することを

行っているところでございます。

4、検討のための会議でございます。学校の管理職や通級指導学級の教員などを含めた教育支援推進委員会や作業部会、また、教育部内の管理職を含めました特別支援教室検討委員会や係長のプロジェクトチームで検討を行っていくこととしております。

5、モデル校による検討の内容でございます。モデル校では、(1)対象児童の判定以下8項目を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきますと、資料といたしまして、保護者向けのお知らせとなります。先行してモデル校でこのお知らせを保護者会等で配付し、説明を行っているところでございます。モデル校以外は来年度になりまして保護者会等で配付し、説明を行う予定となっております。

今後、本市の状況に適した特別支援教室の開設を目指しまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 この件は、都から人的支援とか財政支援とか、何か得られるような事業になっているのでしょうか。

○渡部教育支援課長 特別支援教室を開設するに当たりましては、特別支援教室専門員、それから臨床発達心理士などが巡回するなど、そういうようなことが今行われる予定になっております。それからあと、財政的なものとしたしましては、部屋の改修ですとか備品の準備、そのための補助金が支出される予定になっております。

○米森委員 わかりました。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、(3)下野谷遺跡の追加指定(告示)について、説明を求めます。

○岡本社会教育課長 それでは、報告事項(3)下野谷遺跡の追加指定(告示)について説明申し上げます。

本件は、平成27年第7回定例会教育委員会において議決をいただき、東京都教育委員会を通して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。

このたび、3月1日の官報告示において史跡として指定されましたので、報告申し上げます。

1枚おめくりください。

本市の関係する告示の抜粋を表面と裏面に掲載しております。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

次に、(4)平成28年度西東京市図書館特別整理休館について、説明を求めます。

○奈良図書館長 報告事項(4)平成28年度西東京市図書館特別整理休館について、お手元の資料に沿って報告いたします。

西東京市図書館設置条例施行規則第4条に定める資料整理日の規定に基づき、所蔵資料の点検を行い、書誌及び蔵書データの更新と修正を行うものでございます。あわせて、開館時

には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理も行います。

期間は平成29年1月17日（火曜日）から2月23日（木曜日）までとし、詳細はお手元の一覧にお示ししております。

実施に当たりましては、市報、図書館ホームページ等での広報活動を行い、周知してまいります。

簡単ではございますが、報告は以上です。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

次に、（５）西東京市文化人冊子について、説明を求めます。

○奈良図書館長 報告事項（５）西東京市文化人冊子について報告いたします。

本冊子は、国や東京都の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した地方創生先行型の取組でございます。西東京市の歴史に親しみ、郷土への愛着を深められるよう、図書館が著作物を所蔵する西東京市にゆかりのある文化人などを紹介する冊子として作成いたしました。

冊子の概要でございますが、表紙を御覧になっていただいて、表紙には、切り絵作家、小出菟氏の提供していただいた作品と、書家の広瀬舟雲氏による題字、「縁（ゆかり）」となっております。内容は、9名のインタビュー取材記事、9名の詳細な著者紹介、32名の簡易な著者紹介、紹介しきれなかった方の一覧となっております。また、本冊子の電子ブックの公開や、インタビューした方の動画配信も行っております。冊子の発行にあわせて、インタビュー取材記事を掲載した方を講師にお招きし、西東京市図書館開館40周年記念講演会の開催もしております。

報告は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

○前田教育長 日程第11 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑ある方はお願いいたします。

○森本委員 教育委員会の虐待防止の取組の中で、虐待の外部委員会を学期1回程度開くということだったんですけれども、それがどうも行われていないような学校があると伺いましたんですけれども、その辺については、指導課のほうには何か入っていますか。

○田中教育指導課長 結論からいって、私どもの報告は全校行われています。それで、確認もとりました。ただし、連絡が不十分であったり、あるいは学校長、あるいは担当者の御理解によって、児童・民生委員の方が参加しない部分があったんですね。これは、私どもの約束と違いましたので、至急その学校には指導を入れました。今そういう状況ですので、形としてはやっているんですけれども、その内容によっては、大いに学校が反省し、さらに充実させていく必要があると思いますので、新年度、さらに仕切り直しをして、徹底していきたいなと思っています。

○森本委員 校内の中でも月2回程度ということになってはいますが、そちらのほうなどはちゃんと行われて——それも上がってきているものはちゃんと行われているということで、上がってきているということですか。何か、そういうことがあると、上がってはきているけ

れども、実際どうなんだろうというところが、どうも疑念として湧いてくるんですけれども、いかがでしょうか。

○田中教育指導課長 おっしゃるとおりだと思います。2回やっているという形で、こちらのほうは把握していますけれども、その内容については、それぞれのところについては、詳細はわからないところになります。ただ、今回、いじめのこともありますので、今後、いじめの会であったり、虐待の会というものをどうやってやっていくのかということについては再構築しなくてはならないと思っております。これが重なってしまうと、それぞれ、一番私たちが意識しなくてはならないのは、児童虐待に関わる大きな事故が防止されるということ、これが西東京で一番引き継がなければならないことですから、まず、これをしっかりやっていく。そして、今日お認めいただいた基本方針に基づいて、学校は組織体制を整備するんですけれども、可能性としては、それが混ざっていく可能性はやはり否定できないものだと思います。なので、このあたりについては、学校長としっかりと膝を交えて、どこにどうやっていくのかということについては調整していかなければならないなと思っております。

ただ、仕組みとしては、外部委員会については、学期1回程度というものについては、至急私ども通知をつくりまして、次年度の方針を示していきたいなというふうには思っています。こういう形でやってもらいたい、スクールアドバイザーはしっかりとメンバーの中に入れてもらいたいというようなことについては、今もう既に準備が終わっていますので、来週、再来週には年度をまたぐことなく発出していきたいなと思っております。

○宮田委員 議事録を送らせたらどうですか。そうすると、ちゃんとやったか、また、どんな内容だったかがわかりますから。

○田中教育指導課長 最初の案は、私も議事録を送らせるという案をつくりましたが、スクールアドバイザーが参加しているのであれば、そこに記録が生じます。ただ、今お話しいただいたのは、森本委員からお話をいただいた、学校で行われている2回のもも含めてというお話だと思いますので、そのことも一番しっかり指導して、行われる形に調整していきたいなと思っております。

○森本委員 多分いろいろ、学校としては、本当にいろいろ大変なことがあって、それに時間がなかなか割けなかったりとか、いろいろな理由があると思うんですけれども、やはり西東京市として、やはり今年度、虐待についてちゃんと考えていこうという意識を持ちましょうということを挙げてきているわけですから、是非そのところは市としてちゃんとそこはずっと通して行っていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田中教育指導課長 私たちの指導上の問題だと思っておりますので、教育指導課のほうもしっかりと気を引き締めてやっていきたいなと考えております。

○前田教育長 よろしく申し上げます。

○高橋委員 質問なんですけれども、この冊子、すばらしい冊子をつくっていただいたと思います。全然知らなかったことがたくさん盛り込まれていて、読んでいて本当に楽しいんですけれども、市民の方にどれぐらい行き届いているのか、なるべくたくさんの方に読んでいただけたら、子どもたちにも、中学生なんかは特に読んだらいいのではないかなと思うんですが、どれぐらい配付されているのかなと思って。

- 奈良図書館長 作成部数は2,000部ですが、今のところは、これは2月の末に出来上がってきたので、3月6日の講演会にいらした方には差し上げました。今後の配付のほうは今検討している段階ですので、御意見を参考に配付させていただきます。
- 高橋委員 是非よろしく願いいたします。
- 森本委員 少なくとも各学校の図書館とかには漏れなく配付されますか。
- 奈良図書館長 それはやっております。ちょっと修正があったものですからその辺を、修正してから送付します。
- 前田教育長 その辺もよろしく願いします。
ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。
-

- 前田教育長 日程第8 議案第15号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分についてですが、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。
恐れ入りますけれども、関係者以外の方の退席をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午後 3 時 12 分 休 憩

午後 3 時 19 分 再 開

- 前田教育長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
以上をもちまして平成28年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 19 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員